

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年7月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 4件

國民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1900594 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2000004 号

第1 結論

昭和 55 年 4 月から昭和 56 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 4 月から昭和 56 年 3 月まで

昭和 55 年 4 月から A 県 B 市の大学の専攻生になった直後に B 市に転居し、B 市役所において国民年金の加入手続を行った。その後、請求期間に係る国民年金保険料を同市役所において定期的に納付していたにもかかわらず、国民年金保険料の記録が未納となっていることに納得ができない。調査の上、記録を訂正し、給付に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、B 市役所において国民年金の加入手続を行った後、同市役所において定期的に国民年金保険料を納付していた旨主張しており、当該手続後に受け取ったとするオレンジ色の年金手帳及び昭和 55 年 5 月 13 日の欄に「市役所 年金 3770」とメモ書きされた学生手帳を提出している。

しかしながら、請求期間について、国民年金保険料を納付するためには当時住民登録をしていた市区町村において国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）が払い出されている必要があったところ、請求者は請求期間における住所は B 市にあったとしているが、請求者の改製原附票によると、請求者の住民票は、昭和 41 年 5 月 10 日から請求期間後の昭和 57 年 4 月 20 日に B 市に移動するまでの期間については実家のある C 市にあったと考えられ、B 市役所において請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行うことはできない。

また、請求者が請求期間に係る国民年金の加入手続直後に受け取ったとする年金手帳に記載されていた手帳記号番号「*」は、当該手帳記号番号の前後の国民年金任意加入者の被保険者資格取得日により、B 市において昭和 59 年 7 月頃に払い出されたものと推認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿において請求者の手帳記号番号の払出年月日は昭和 59 年 7 月 27 日であり、請求者は、その頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられることから大学卒業後

の昭和 55 年 4 月 1 日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したものであり、請求期間についてでは昭和 59 年 7 月時点では保険料の徴収権が時効により消滅しているため、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求期間に係る国民年金保険料を現年度納付するためには、C 市において、昭和 55 年 4 月から昭和 56 年 3 月までの期間に請求者に別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索による調査並びに昭和 55 年 2 月から昭和 56 年 3 月までに C 市で払い出された手帳記号番号について国民年金手帳記号番号払出簿による全件調査を行ったものの、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡はない。

なお、B 市においても、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていたことを確認することはできなかった。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1900599 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2000003 号

第1 結論

昭和 54 年 * 月から昭和 63 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 * 月から昭和 63 年 12 月まで

請求期間当時、国民年金の加入手続を行った記憶はないが、請求期間に自宅に納付書が送られてきたので、国民年金保険料を納めていた。年金記録では請求期間が国民年金保険料を納付していない期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に納付書が送られてきたので、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、請求者は請求期間に国民年金の加入手続をした覚えはないとし、A 市は請求期間当時に 35 歳未満の未加入者に対し職権で国民年金に加入させてはいなかったと回答している。

また、請求者には国民年金手帳記号番号が払い出されておらず、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者記録は、請求者が請求期間以前に加入した厚生年金保険に係る記号番号を基に平成 18 年 4 月 24 日に付番された基礎年金番号により昭和 54 年 * 月 * 日に遡って資格取得したものであることから、請求者は平成 18 年 4 月 24 日時点まで国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料は、請求期間において納付することができない上、上記の基礎年金番号付番時点においても、時効により納付することができない。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより調査したものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（受）第1900571号
厚生局事案番号：関東信越（厚）第2000019号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和11年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 昭和30年4月1日から昭和31年8月21日まで
② 昭和33年7月1日から同年8月4日まで

請求期間①について、昭和30年3月に高校を卒業し、同年4月から正社員としてA社に入社した。ところが、厚生年金保険の記録は昭和31年8月21日に資格を取得した記録となっている。

請求期間②について、昭和33年5月23日にB社で厚生年金保険の資格を取得し、昭和35年2月11日に資格を喪失するまで継続して勤務していた。ところが、厚生年金保険の記録は、昭和33年7月1日に一度資格を喪失し、同年8月4日に再取得した記録となっている。

請求期間①及び②について、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、同期入社（高等学校新卒。以下省略）の同職種の同僚（以下「同僚Ⅰ」という。）の陳述及び当該同僚が保管するA社（以下「事業所1」という。）の職場で撮影された請求者の写真から判断すると、請求者は、請求期間に事業所1に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、請求者の請求期間に係る勤務実態、請求内容どおりの届出、厚生年金保険料の納付、当該保険料の給与からの控除及び当時の社会保険の適用については、資料がないため不明である旨回答及び陳述している。

また、請求者が同期入社の正社員である同僚として、氏名又は姓のみ記憶する5名のうち4名は、事業所1における厚生年金保険の被保険者記録が見当たらない上、残る同職種の1名（同僚Ⅰ）は、請求期間に厚生年金保険に加入しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）における資格取得日は、請求者と同日である昭和31

年8月21日と記録されている。

さらに、前記同僚iが記憶する同期入社のひとりで、請求期間後に人事部門へ異動したとする同僚の事業所1における雇用保険の資格取得日は、昭和31年8月9日であり、厚生年金保険の資格取得日は約8か月後の昭和32年4月1日と記録されている上、同社の被保険者名簿において、請求者と同じ昭和31年8月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚32名のうち、雇用保険の加入記録が確認できる3名の雇用保険に係る資格取得日は、昭和30年4月1日が2名、同年12月1日が1名と記録されており、雇用保険に加入してから約9か月から1年5か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった様子がうかがわれる。

加えて、上記同僚32名のうちの1名である同僚iは、昭和30年4月に就職したときはアルバイトであり、入社3か月か半年後だったか明確に覚えていないが、正社員となったのは入社よりずっと後の時期であった旨の陳述をしており、同僚iが保管する請求期間に係る「給料計算書」(7枚)において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、管轄のC社会保険出張所(当時)が作成した請求者に係る「厚生年金保険被保険者台帳」(旧台帳)における同社に係る資格取得日は、昭和31年8月21日と記録されており、請求者から提出された厚生年金保険被保険者証、事業所1に係る被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

請求期間②について、請求者は、昭和33年5月23日にB社(以下「事業所2」という。)において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和35年2月11日に資格を喪失するまで継続して勤務していた旨の主張をしている。

しかしながら、オンライン記録によると、事業所2は昭和37年4月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社に係る商業登記の記録は確認できず、当時の事業主とは連絡が取れないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険料の給与からの控除及び社会保険の適用について、確認することができない。

また、請求者が唯一氏名を記憶する同僚は、既に亡くなっている上、請求者と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、請求者と同じ昭和33年7月1日に被保険者資格を喪失(123名)後、再度、請求者と同時期に被保険者資格を取得した同僚(24名)のうち、連絡可能な同僚(4名)に照会したが、回答が得られない上、請求期間前後に厚生年金保険の被保険者であった事務職の可能性があると思われる女性の同僚(32名)で連絡可能な6名に照会し、3名から回答があったが、請求者を記憶している同僚はおらず、請求者の勤務実態及び給与からの保険料控除について不明である旨の回答をしている。

さらに、上記回答があった3名の同僚は、上述の同僚の厚生年金保険に係る被保険者期間が請求者と同様に1か月間喪失した記録となっていること及び事業所2等からその説明があつたかどうかについても不明である旨の回答をしている。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1900762 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000018 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月 1 日から昭和 52 年 1 月 5 日まで
② 昭和 52 年 4 月 21 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 9 月下旬に職安で A 社を紹介され、同年 10 月 1 日から昭和 52 年 6 月 30 日まで勤務していたが、昭和 52 年 1 月 5 日から同年 4 月 21 日までの期間に係る年金記録しか確認できない。当時通院していた歯科医院での医療費が、国民健康保険でなく社会保険になつたことで安くなつたこと及び昭和 52 年 6 月に B 病院（現在は、C 病院）に入院した際の医療費も社会保険で支払つたことを覚えている。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における雇用保険の被保険者資格取得年月日は、昭和 51 年 1 月 5 日、離職年月日は昭和 52 年 4 月 20 日と記録されていることから、請求期間①において、請求者が同社に勤務していたことが確認できる一方、請求期間②については、雇用保険の離職年月日と厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日に齟齬はなく、同社は、昭和 58 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなつておらず、当時の事業主も既に亡くなつていることから、請求者が請求期間②において、同社に勤務していたことを確認することができない。

また、A 社に係る閉鎖登記簿謄本により同社の取締役であったことが確認できる者のうち連絡先が判明した 1 名の取締役に文書照会を行つたものの、当該取締役は、同社に係る資料の保管はなく、請求者の在籍期間等についてもわからないと回答している上、請求者は、請求期間①及び②当時に係る給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を保有していないとしてお

り、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している被保険者の整理番号に欠番はなく、請求者は昭和52年1月5日に被保険者資格を取得し、同年4月21日に喪失していることが確認できるところ、当該記載内容は、オンライン記録と一致している上、遡って訂正された等の不自然な処理は見受けられない。

なお、請求者が通院していたとする歯科医院については、特定することはできず、C病院の担当者は、診療録の保存期限は最終受診日から5年である旨陳述しており、請求者が歯科医院の受診及びB病院に入院した際に使用していたとする健康保険被保険者証が社会保険の被保険証であったか否かについて確認することはできなかった。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。